

福岡県公報

平成十八年一月六日
第二千四百八十号
増刊 ①

福岡県規則第一号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第八十九条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とする。

第二条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。

規則（第一号）

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

告示（第二十七号－第三十三号）

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

○特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定の一部改正

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一
部改正

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課）……………四

（環境保全課）……………四

（環境保全課）……………四

（環境保全課）……………四

（環境保全課）……………三

（環境保全課）……………三

（環境保全課）……………三

（環境保全課）……………三

（環境保全課）……………三

（人事課）……………四

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年一月六日

福岡県知事 麻生 渡

市下」に、「直方市 鞍手郡」を「直方市 宮若市 鞍手郡」に改める。

第三条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第五十七条第六号イ、ハ及びニの規定中「、甘木市」を削り、「宮若市」の下に「、朝倉市」を加える。

第七十二条の表福岡県久留米県税事務所の項中「久留米市 甘木市」を「久留米市」に、「うきは市」を「うきは市 朝倉市」に改める。

第八十七条第一項の表福岡県朝倉保健福祉環境事務所の項位置の欄中「甘木市大字「甘木二〇一四番の一」を「朝倉市甘木二〇一四番地一」に改め、同項管轄区域の欄中「甘木市」を「朝倉市」に改め、同条第二項の表福岡県朝倉保健所の項位置の欄中「甘木市大字甘木二〇一四番の一」を「朝倉市甘木二〇一四番地一」に改め、同項管轄区域の欄中「甘木二〇一四番の二」を「朝倉市」に改める。

第九十九条第一項の表福岡県久留米児童相談所の項中「久留米市 甘木市」を「久留米市」に、「うきは市」を「うきは市 朝倉市」に改める。

第一百三十三条の表福岡県筑後労働福祉事務所の項中「柳川市 甘木市」を「柳川市」に、「うきは市」を「うきは市 朝倉市」に改める。

第一百三十八条の表福岡県久留米商工事務所の項中「柳川市 甘木市」を「柳川市」に、「うきは市」を「うきは市 朝倉市」に改める。

第一百六十二条の表福岡県甘木農林事務所の項中「福岡県甘木農林事務所」を「福岡県朝倉農林事務所」に、「甘木市大字甘木二〇一四番地の一」を「朝倉市甘木二〇一四番地一」に、「久留米市 甘木市」を「久留米市」に改める。

第一百六十四条第二項中「福岡県甘木農林事務所」を「福岡県朝倉農林事務所」に改め、同項第六号ロ(1)中「甘木市、朝倉郡及び浮羽郡」を「うきは市、朝倉市及び朝倉郡」に改める。

第一百八十二条の表福岡県朝倉地域農業改良普及センターの項位置の欄中「甘木市大字柿原一一〇番地の二」を「朝倉市柿原一一〇番地二」に改め、同項管轄区域の欄中「甘木市」を「朝倉市」に改める。

第一百九十二条の表福岡県両筑家畜保健衛生所の項中「、甘木市」を削り、「うきは市」の下に「、朝倉市」を加える。

第二百十条第三項の表福岡県水産海洋技術センター内水面研究所の項中「朝倉郡朝倉町大字山田字網張」を「朝倉市山田」に改める。

第二百三十三条第七項中「福岡県甘木土木事務所」を「福岡県朝倉土木事務所」に改め、「福岡県朝倉土木事務所」に改め、同項位置の欄中「甘木市大字甘木二〇一四番地の一」を「朝倉市甘木二〇一四番地一」に改め、同項管轄区域の欄中「甘木市」を「朝倉市」に改める。

第四条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第二百四十条第二項の表福岡県伊良原ダム建設事務所の項中「犀川町大字横瀬」を「みやこ町犀川横瀬」に改める。

第五条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の表福岡県飯塚・直方県税事務所の項中「嘉穂郡庄内町大字仁保字立石」を「飯塚市仁保」に改める。

第二百二十四条の表福岡県立嘉穂病院の項中「嘉穂郡穂波町大字太郎丸」を「飯塚市太郎丸」に改める。

第二百八十一条の表福岡県飯塚地域農業改良普及センターの項中「嘉穂郡穂波町大字小正三一九番地の一」を「飯塚市小正三一九番地一」に改める。

第二百八十二条の表福岡県飯塚・直方県税事務所の項中「山田市 宮若市」を「嘉穂市嘉麻市」に改める。

第二百八十七条第一項の表福岡県嘉穂保健福祉環境事務所の項中「山田市」を「嘉麻市」に改め、同条第二項の表福岡県嘉穂保健所の項中「山田市」を「嘉麻市」に改める。

第二百九十九条第一項の表福岡県田川児童相談所の項中「田川市 山田市」を「田川市」に、「宮若市」を「宮若市 嘉麻市」に改める。

第二百二十条第二号イからハまでの規定中「山田市」を「行橋市、豊前市」に、「行橋市、豊前市」を「嘉麻市」に改める。

第二百三十三条の表福岡県筑豊労働福祉事務所の項中「山田市 宮若市」を「宮若市嘉麻市」に改める。

第一百三十八条の表福岡県飯塚商工事務所の項中「山田市 宮若市」を「宮若市 嘉麻市」に改める。

第一百六十二条の表福岡県飯塚農林事務所の項中「山田市 宮若市」を「宮若市 嘉麻市」に改める。

第一百六十四条第四項第六号イ(1)中「山田市、宮若市」を「宮若市、嘉麻市」に改める。

第一百八十条の表福岡県飯塚地域農業改良普及センターの項中「山田市 宮若市」を「宮若市 嘉麻市」に改める。

第一百九十二条の表福岡県筑豊家畜保健衛生所の項中「嘉穂郡稻築町大字漆生五八七番地の三」を「嘉麻市漆生五八七番地三」に、「山田市、宮若市」を「宮若市、嘉麻市」に改める。

第二百三十三条の表福岡県飯塚土木事務所の項中「山田市」を「嘉麻市」に改める。

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則

- 一 第一条の規定 平成十八年一月十日
- 二 第二条の規定 平成十八年二月十一日
- 三 第三条の規定 平成十八年三月二十日
- 四 第四条の規定 平成十八年三月二十六日
- 五 第五条の規定 平成十八年三月二十七日

**告
示**

福岡県告示第二十七号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行する。

平成十八年一月六日

指定地域に係る図面のうち、椎田町及び築城町に係る部分を削り、築上町に係る部分

福岡県知事 麻生 渡

を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び築上町役場（ただし

、平成十八年一月九日までは椎田町役場及び築城町役場）に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第二十八号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行する。

平成十八年一月六日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、椎田町及び築城町に係る部分を削り、築上町に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び築上町役場（ただし

、平成十八年一月九日までは椎田町役場及び築城町役場）に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第二十九号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行する。

平成十八年一月六日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、椎田町及び築城町に係る部分を削り、築上町に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び築上町役場（ただし

、平成十八年一月九日までは椎田町役場及び築城町役場）に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第三十号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行する。

指定地域に係る図面のうち、椎田町及び築城町に係る部分を削り、築上町に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び築上町役場（ただし、平成十八年一月九日までは椎田町役場及び築町役場）に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第三十二号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行する。

平成十八年一月六日

福岡県知事
麻生
渡

福岡県訓令第一号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行する。

のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び築上町役場（ただし、平成十八年一月九日までは椎田町役場及び築城町役場）に備え置いて縦覧に供する。）、

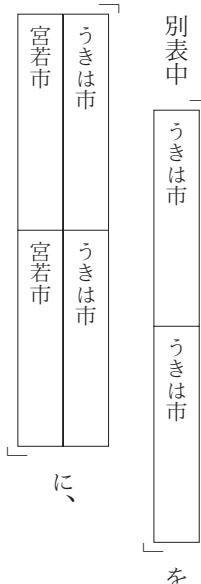
1

福岡県告示第三十二号

する。
福岡県告示第千七百十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行

平成十八年一月六日

福岡県知事 麻生 渡



福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年一月六日

福岡県知事 麻生渡

本
序

第一条 福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年一月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

京都郡みやこ町	京都郡犀川町
京都郡勝山町	京都郡犀川町
京都郡豊津町	京都郡豊津町
京都郡みやこ町	京都郡みやこ町

を、

に、

嘉穂郡筑穂町	朝倉郡朝倉町

を、

に、

嘉穂郡筑穂町	朝倉郡朝倉町

を、

宮若市	山田市

を、

に、

別表中	山田市
甘木市	山田市

を、

遠賀郡遠賀町	遠賀郡遠賀町
鞍手郡宮田町	遠賀郡遠賀町
鞍手郡宮田町	遠賀郡遠賀町

を、

に改める。

第二条 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中	遠賀郡遠賀町	遠賀郡遠賀町
嘉穂郡筑穂町	遠賀郡遠賀町	遠賀郡遠賀町
嘉穂郡筑穂町	遠賀郡遠賀町	遠賀郡遠賀町
飯塚市	嘉穂郡桂川町	嘉穂郡稻築町

を、
飯塚市
に、

第四条 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中	遠賀郡遠賀町	遠賀郡遠賀町
朝倉市	柳川市	柳川市
朝倉市	柳川市	柳川市
朝倉市	柳川市	柳川市

を、
に改める。

別表中	朝倉市	朝倉市
嘉麻市	朝倉市	朝倉市
嘉麻市	朝倉市	朝倉市
嘉麻市	朝倉市	朝倉市

を、
に改める。

附 則

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成十八年二月十一日
- 二 第二条の規定 平成十八年三月二十日
- 三 第三条の規定 平成十八年三月二十六日
- 四 第四条の規定 平成十八年三月二十七日

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)